

茅ヶ崎市工場立地に関する準則を定める条例をここに公布する。

令和3年12月24日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第36号

茅ヶ崎市工場立地に関する準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合(次条において「緑地面積率」という。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「甲区域」という。)	100分の20以上	100分の25以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。)	100分の7.5以上	100分の12.5以上

(他の施設と重複する緑地等の緑地面積への算入割合)

第4条 緑地面積率を算定するときは、緑地と工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、

厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下この条において「省令」という。) 第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設とが重複する土地の面積及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設的面積については、敷地面積に前条の表に定める区域の区分に応じ当該区域における緑地面積率の下限値を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 製造業等に係る工場又は事業場の敷地が甲区域、乙区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第3条の表の規定の適用については、甲区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは甲区域に係る同表の規定を、乙区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは乙区域に係る同表の規定を当該敷地の全部に適用し、これらの区域以外の区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に甲区域内又は乙区域内に設置され、又は設置のための工事が行われている製造業等に係る工場又は事業場において、生産施設的面積の変更(生産施設的面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の算定は、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下この項において「法準則」という。)備考第1項及び備考第3項の規定の例により行うものとする。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、乙区域にあつては「0.075」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、乙区域にあつては「0.125」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、乙区域にあつては「0.075」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、乙区域にあつては「0.125」と読み替えるものとする。